

法学類会議申合せ（教務関係）第 4 号
2014 年 3 月 5 日 第 67 回法学類会議
教育体制等検討委員会提案
2015 年 2 月 10 日 第 77 回法学類会議
教育体制等検討委員会改正提案

海外での語学研修による「海外語学研修」の単位認定に関する申合せ

- 1 この申合せは、海外の大学での語学研修（本学の授業科目として提供されているものを除く。）による「海外語学研修」の単位認定に係る手続等について、必要な事項を定める。
- 2 「海外語学研修」の単位認定を希望する学生（以下、「学生」という。）は、研修予定時期の 1 ヶ月前までに、法・経済学務係に、以下の書類を提出の上、法学類教務委員会が指名する教員（以下、「担当教員」という。）の面接指導を受けるものとする。
 - ①研修プログラムの写し 1 通
 - ②当該外国語による計画書（A4 判用紙 100 語程度）
- 3 学生は、研修終了後 1 ヶ月以内に、担当教員に、以下の書類を提出の上、その面接を受けるものとする。
 - ①受講証明書又は終了証明書の写し 1 通
 - ②当該外国語による報告書（A4 判用紙 300～400 語程度）
- 4 学生は、3 の面接終了後、遅滞なく、以下の書類を法・経済学務係に提出するものとする。
 - ①所定の様式による単位認定願
 - ②担当教員の所見を記載した書面
- 5 担当教員は、研修の期間、内容を考慮して、2 単位または 4 単位を認定する。

附則

- 1 この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学者から適用する。
- 2 この申合せは公開する。

附則

- 1 この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度以前の入学者にも遡って適用する。